

自民党憲法草案は日本の形をどう変えようとしているのか

—「管理ファシズム」到来の危機—

熊野直樹(九州大学大学院法学研究院)

はじめに

2014年11月中旬：突然の衆議院解散・総選挙(12月14日)

総選挙の結果：戦後最低の投票率(52%)の下、「自民党圧勝」と報じられた

しかし、実際には自民党は議席を減らし(293議席→290議席)、絶対得票率は、比例区では17%、小選挙区では25%に過ぎなかった

絶対得票率の観点からすれば、国民の4分の3は自民党には投票していない!

⇒ 第3次安倍晋三政権成立

その際、憲法改悪を2015年の主要争点として掲げる

憲法9条改悪の足がかりとして、集団的自衛権の行使に向けた様々な安保関連の法改正
=「戦争立法」が5月以降なされることに(7月末にも強行採決を狙う=安倍、米議会で約束)

さらに2月4日：安倍、2016年夏の参院選後に最初の改憲発議を目指すと明言!

本来、4月の統一地方選挙では、改憲と「戦争立法」が争点となるべきであった

しかし、争点化されず⇒ 平均して史上最低の投票率

集団的自衛権行使容認の閣議決定に伴う安保法制の改定=「戦争立法」の国会上程の時期を5月以降に敢えてそらした安倍政権の思惑通りに

それでは、安倍政権は、改憲して日本の形を一体どう変えようとしようとしているのか?

それは、まさに国防を基調とした「管理国家」=「管理ファシズム」に他ならない

本報告では、「管理ファシズム」到来の危機という観点から、第3次安倍政権のゆくえについて、現在中心的な争点になっている安保法制=「戦争立法」を中心に考えていく

1. 安倍政権のめざす国家とは?

安倍政権のめざす国家=海外で戦争を行える国家(詳述)

そのための方策としての集団的自衛権行使容認の閣議決定

従来、政府解釈において**違憲**とされてきた集団的自衛権行使を、一内閣が勝手に解釈を変更して、容認した

日本弁護士連合会(日弁連)会長声明：「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」(2014年7月1日)

「集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反し、**違憲**である。」

以上のように、日弁連を始めとした法曹界が、集団的自衛権行使容認の閣議決定を違憲と断定している点は、押さえておこう！

そもそも安倍政権は改憲して、集団的自衛権の行使を容認する予定であった！

2012年12月：第2次安倍政権の成立（公明党との連立政権として成立）

しかし、当時の参議院の自民党・公明党は、過半数には及ばない

⇒ 改憲には、参議院の3分の2以上の議席が必要（憲法96条）

そのため一昨年7月の参議院の通常選挙において、与党は3分の2以上を占める必要

その結果、当初の予想通り、自民党（65議席）・公明党（11議席）両与党の圧勝

参議院において与党、安定多数を獲得（135議席）

⇒ 衆参の「ねじれ」解消

戦後最低最悪の悪法：一昨年12月6日の特定秘密保護法案の強行可決

国家安全保障会議（日本版NSC＝「大本営政府連絡会議」現代版！）設置関連法案成立

しかし、改憲（特に96条）に対する国民世論の強い反対

⇒ 麻生太郎副首相の「ナチスの手口に学べ」発言（一昨年7月29日）

「今回の憲法の話も、私どもは狂騒の中、わーっとなったときの中でやってほしくない。[...] 静かにやろうやと。憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法がいつのまにか変わってて、ナチス憲法に変わっていたんですよ。誰も気づかないで変わったんだ。あの手口学んだらどうかね。わーわー騒がないで。」

ナチスのように、憲法の全面改定や新憲法制定ではなく、時限立法や解釈改憲などによって、国民が騒がないように、なしくずし的に憲法原理の骨抜きないしは機能停止を図るその一環として、

①国防上の情報を秘匿するための軍事立法としての特定秘密保護法

②国防上の中枢をなす国家安全保障会議（NSC）の設置

③集団的自衛権の行使（違憲）をめぐる政府による憲法解釈の見直し（後述）

＝9条骨抜き3点セット

⇒ 自民党改憲草案（後述）における9条の改憲内容が、憲法の改定手続きを経ることなし

に実現することになる！＝これこそが、麻生の「ナチスの手口に学べ」発言の真意

集団的自衛権行使容認の閣議決定と「戦争立法」で、安倍政権は実質的に9条の改憲を実現することになる！⇒ 来年夏以降、改憲発議を目指す（既成事実を経て改憲手続きへ）

それでは、安倍政権は、改憲によって日本をどのような国家にしたいのか？

① アメリカのためにアメリカと海外で戦争を行える国

＝9条改悪による「国防軍」の創設

この背景：アメリカからの圧力の存在

「集団的自衛権の禁止は日米同盟の障害物となっている」

9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認め

ない。」の削除

この代わりに「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」

アメリカからの圧力の要因としてのアメリカの相対的な弱体化

アメリカは「覇権」を維持するため、日米同盟の名の下、日本の自衛隊をジュニアパートナーとして利用したい

その結果、9条の撤廃と集団的自衛権の行使を強く要求してきた

② 「管理国家」体制の確立

=国民を一元的に管理監視するマイナンバー法（実施に向け今年度予算で640億円計上）

今年10月から本格実施を予定

社会保障と税の情報を国が一括管理、預金口座にも適用拡大し、税務調査に活用

⇒ プライバシー侵害の恐れ、個人情報不正利用被害の恐れ、国による監視の恐れ

=特定秘密保護法の施行

=自民党改憲草案99条「緊急事態」条項（後述）

⇒ ジョージ・オーウェル『1984』で描かれた「オセアニア」を想起されたい

⇒ ①、②より言えるのは、**国会の無力化と首相独裁による、国防を基調とした「管理国家」体制＝「管理ファシズム」の構築＝「新しいファシズム」（最悪のシナリオ）**

アメリカの戦争への参戦とともに、緊急事態を宣言し（自民党憲法草案99条）、基本的人権が著しく制約され、内閣及びNSC、特に首相に全権を賦与した、国防を基調とした「管理国家」体制の確立＝「管理ファシズム」体制（「管理国家」化とファッショ化の融合）

その際、軍事情報は特定秘密に指定され、国会で議員がそれを追及すると、特定秘密保護法違反（共謀）になる。その結果、国会が主導権を行政側に奪われ、議論できなくなる。そうすると、国政を動かすのは、国会ではなく、実質的にNSC、とりわけ首相が全部決めることになる

こうした国防を中心とした「管理国家」＝「管理ファシズム」に向かって邁進しているのが、第3次安倍政権

アメリカの戦争に参加するために集団的自衛権行使を時の政府の恣意的な判断によって容認した際、緊急事態を宣言すると、首相の独裁が合法的に成立するしくみをめざす

その際、戦争に反対すれば、秘密保護の名目で、合法的に反対派が弾圧されることに！

さらに、マイナンバー法によって反対派の個人情報が公安に流され、弾圧される恐れ

以下では、自民党の憲法改正草案を中心に、安倍政権のめざす国家体制について具体的に考察して行く

2. 自民党による改憲策動

(1) 自民党の憲法改正草案

2012年4月27日：自民党、2005年にまとめた「新憲法草案」の改訂版である「日本国憲法改正草案」を発表

- ・9条2項を削除する「新憲法草案」の内容を維持したうえで、9条の全面的な改定「自衛軍」を「国防軍」へと書き換え

国防軍規定（9条2項5）には、軍法会議（「審判所」）の設定を盛り込む
・第9章に「緊急事態」という名の下での有事法制規定（非常事態条項）を明記
外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害などの緊急事態において、「〔…〕 内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる〔…〕」（99条1項）「〔…〕 何人も、〔…〕 国その他の機関の指示に従わなければならない」（99条3項）とされ、政令による国民の権利制限を可能としている！（下線部*熊野、以下同じ）

⇒ 憲法条項にナチス・ドイツの全権委任法第1条：

「ライヒ〔ドイツ国〕の法律は〔…〕ライヒ政府によってもこれを議決することができる」と同様の内容を盛り込む

自民党改憲案Q&Aでは、99条3項について、「緊急事態」でも、「基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」としている

しかし、改憲案Q&Aでも「大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」と明記

改憲案においても、自民党は麻生が発言したように、「ナチスの手口」から学んでいる！

- ・天皇の元首化（1条）
- ・日の丸・君が代の国旗・国歌化（3条）
- ・皇位継承と元号の制定（4条）
- ・**基本的人権（私権）の公益による制限（13条）＝「天賦人権」説の否定！**

改憲案・起草委員会メンバーの片山さつき：「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくてもいいと思ってしまうような天賦人権論をとるのは止めよう、というのが私たちの基本的考え方です。」

（想田和弘『日本人は民主主義を捨てたがっているのか？』岩波書店、2013年、33頁）

- ⇒ 反動ぶりが顕著（大日本帝国憲法への回帰）＝復古主義
- ⇒ 国防を基調とした復古主義的な「管理国家」体制の樹立を目指す
 - ・改憲のための国会発議の要件を、衆参両院全議員の3分の2から過半数へと引き下げることは変わらず（100条）

（2）安倍政権のシナリオ

現在、安倍政権は、国防を基調とした復古主義的な「管理国家」＝「管理ファシズム」に向けて、ナチスの手口に学んでなしくずし的に憲法を骨抜きにしながら、暴走中！

安倍政権のシナリオ

- ① 国家安全保障会議の設置を目指す（＝「大本営政府連絡会議」の復活を目指す）
- ② 秘密保護法案成立を目指す（国民の知る権利を「合法的」に封殺し、情報を統制管理）
- ③ 内閣法制局長官の交替（小松一郎へ）による集団的自衛権行使の容認を目指す（改憲手続き無き改憲）
- ④ 9条骨抜き3点セットの実現による改憲手続き無き改憲
- ⑤ 日米軍事協力の指針の再改定（今年4月27日）

- ⑥ 自衛隊法を始めとした安保法制＝「戦争立法」の制定（今年夏までに成立をめざす）
- ⑦ 段階的な憲法改悪（違憲の既成事実の積み重ねによる改憲発動：まずは緊急権から。徐々に慣らして、最終的に憲法9条の改悪）へ（2016年夏参院選後に改憲発議を目指し、その後国民投票を狙う）

⑧ 戦争準備体制の構築＝「国防国家」体制の構築

⇒ 国防を基調とした復古主義的な「管理国家」体制の成立（この体制では、「人の支配」の下、戦争のための超国家主義による強制的画一化（ファッショ化）が貫徹され、精神的自由を始めとした基本的人権が極限にまで制約され、プライバシーが管理される）＝「管理ファシズム」＝最悪のシナリオ
 集団的自衛権行使による自衛隊員の戦死者を英霊化するための追悼施設の準備

⇒ 靖国神社の再利用（2013年12月26日の安倍の靖国参拝はそのための布石）

⇒ 非業の死を美化し英霊化するための教育改革（愛国教育の徹底）＝教え子を戦場に送り出し、非業の死を英霊化するための方策（「お国のために死ね！」と奨励する教育の再来）

下村博文文科相：「教育勅語の中身そのものはまっとうなことが書かれている」（昨年4月8日）

⇒ 学校教育法改悪＋教科書検定への政府介入＋日の丸・君が代の強要

⇒ 今年1月12日：首相の靖国参拝、宗教目的でなければ合憲とする答弁書を閣議決定

* 以上のように、安倍政権成立以降、「管理ファシズム」に向かって、改憲手続き無き改憲によって憲法を骨抜きにし、なしくずし的に「ファッショ化」（権威主義的反動化！）が着実に進行し、さらに加速しているのが現状

現段階においては集団的自衛権行使容認の閣議決定を踏まえた安保法制＝「戦争立法」の改定手続きが争点となっており、まさに安倍政権のシナリオ⑥の段階

3. 集団的自衛権と「戦争立法」

(1) 集団的自衛権とは何か？

2014年7月1日：集団的自衛権行使容認を閣議決定＝憲法違反！

集団的自衛権を行使するためには、国民投票による改憲が必要

この改憲が無理なため、政府が勝手に「合憲」と解釈し、閣議決定（手続き違反＋違憲）

＝立憲主義（国家権力は憲法の枠内でのみ行使される）の否定ならびに破壊につながる

それでは、集団的自衛権とはそもそも何か？

集団的自衛権＝自分の国は直接攻撃を受けていないにも拘わらず、密接な関係にある外国への武力攻撃を実力で阻止する権利＝「他国防衛権」

Cf. 個別的自衛権（政府解釈では合憲とされてきた）＝「自国防衛権」

自衛権発動の三要件

- ① 日本に対する急迫不正の侵害があること
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

⇒ 集団的自衛権＝「他国防衛権」は、①を満たさないから、これまで政府見解では

違憲とされてきたのである！

歴代の政府（岸信介政権も！）によって違憲とされてきた集団的自衛権の行使を、改憲手続きを経ることなしに、一政府の憲法解釈の変更だけで容認した！

これは、まさに立憲主義（＝憲法が国家権力を縛るという考え）からの逸脱

元内閣法制局長官・阪田雅裕：「おっしゃる通り立憲主義の否定だと思います。いままでにない経験だと思いますし、ある種“法治”ではなく“人治”への道を開く一里塚になるのではないかということに危惧しています。」（阪田雅裕『「法の番人」内閣法制局の矜持』大月書店、2014年、177頁）

昨年5月15日に安保法制懇、報告書を提出

その概要

- ・砂川最高裁判決に言及し、固有の自衛権を確認⇒ 個別的自衛権のこと
- ・「自衛のための必要最小限度」に集団的自衛権が含まれる⇒ 自衛＝個別的自衛の事
- ・集団的自衛権行使にあたって6条件を提示

- ①日本と密接な関係にある国が攻撃される ②放置すれば日本の安全に大きな影響を及ぼす ③攻撃された国からの明示的な支援要請がある ④首相が総合的に判断する
- ⑤国会承認を受ける ⑥第三国の領域を通過する際は許可を得る

⇒ 憲法解釈においては無理のある、破綻した議論

砂川最高裁判決を牽強付会に解釈して、集団的自衛権の行使を「正当化」する議論

⇒ 憲法学者の長谷部恭男：「私が知る限り、そのような議論をする憲法学者は存在しない」（昨年3月28日の日本記者クラブでの会見）

⇒ 長谷部：「判決は素直に読めば個別的自衛権を議論している。仮に集団的自衛権について何か語っているのなら、内閣法制局の見解に反映しているはずだが、この判決後も、何も変わっていない」（同上）

事実、砂川最高裁判決当時（1960年）の法制局長官であった林修三は、集団的自衛権は「未解決」との見解を『時の法令』（1960年344号）の中で示している！

砂川最高裁判決直後の1960年3月31日に参議院予算委員会において、岸信介首相は集団的自衛権について、「憲法上は、日本は持っていない」と答弁。

⇒ **砂川最高裁判決を受けて、むしろ集団的自衛権行使は違憲という解釈が確立**
結局、内閣法制局、「限定行使」を容認

⇒ 「必要最小限」の自衛権に集団的自衛権の一部が含まれるという見解を打ち出す＝安保法制懇に屈した形になる＝まさに曲学阿世！

ある国が日本の近隣国を攻撃、占領しようとしており、放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合に認める。この場合、自衛隊が出動し、他国と共同で武力行使可能に

放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合を判断するのは、結局、時の首相であり、集団的自衛権行使の判断は、**時の政治権力の判断に委ねられることに！**結局、無限定！

新3要件「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係

にある他国に対する武力攻撃が発生し、②これにより我が国の存立が脅かされ、③国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に武力行使が可能

集団的自衛権行使反対の世論が強い中、昨年7月1日、安倍政権、閣議決定を強行
日米軍事協力の指針（ガイドライン）改定、すべてはこれに間に合わせるための茶番
⇒ 国民世論の反発の前に指針改定、延期せざるを得ず！⇒ 今年4月27日

しかし、第3次安倍政権、現在、5月以降、上記の新3要件の下線部分を、法律上「**存立危機事態**」と定義し、安保法制＝「戦争立法」を見直す

さらに、第3次安倍政権は、自衛隊出動を電話による閣議で決定する方法を検討中
⇒ 首相の専権決断及び内閣の「事後承認」が拡大する恐れ

*議会だけでなく、内閣をもないがしろにし、実質的な**首相の独裁化**の危険性大

（2）「戦争立法」の全体像

・「戦争立法」＝11法制（新法案1本と改定案10本からなる）

・集団的自衛権行使容認を受けて、新3条件を「存立危機事態」と名付け、これを「**武力攻撃・存立危機事態法**」に書き込み、改定を目指す（関連改定法案4本）

⇒ 「存立危機事態」とは言っても、結局は時の権力の判断による

・新法として、いつでもどこでも他国軍の支援を可能にする①「**国際平和支援法**」＝海外派兵恒久法（テロ特措法やイラク特措法のように期限や任務を限定した時限立法ではない点が特徴）

自衛隊の海外派兵を「他国の武力行使と一体化（2007年5月名古屋高裁で違憲判決・確定）しない」という制約、すなわち「非戦闘地域」での「後方支援」といった限定を撤廃

・日本周辺といった地理的制約をなくした「周辺事態法」を改定した②「**重要影響事態法**」

⇒ ①と②の法律によって、戦争中の他国軍をいつでもどこでも地球規模で支援できることに＝米軍を始めとした他国軍との軍事一体化を「**切れ目なく**」地球規模で拡大を可能に

さらに、これまで「派兵特措法」では禁止されてきた戦地での後方支援や弾薬提供、発進準備中の戦闘機への給油・整備、武器輸送が可能に

・「**国際平和協力法**」（**国連PKO法**）の改定によって、国連統括下でないPKO以外の軍事活動への参加が解禁

アフガニスタンに展開していた国際治安支援部隊（ISAF）のような活動も可能に

自衛隊が攻撃を受けていなくても、「侵害行為の抑止と防止」のため、武器を用いて「強制的な権限の使用」が可能に

以上のうち、「例外なく」国会の事前承認が必要なのは、①「**国際平和支援法**」のみ（但し、この場合でも7日以内の議決を課すため、審議時間の確保は困難で、国会承認は形骸化する恐れ大）

・「**自衛隊法**」の改定によって、在外邦人救出、他国軍への武器等防護、米軍基地の警護が解禁

「自衛隊法」95条の「武器等防護」：受動的・限定的な武器使用（応戦）が認められる

さらに、現場自衛官の判断だけで応戦が可能

自国の装備品を守るための規定を米軍部隊に適用することに加え、米軍以外の他国軍にまで拡大を狙う

⇒ 現場自衛官の判断だけで他国軍と反撃すれば、国会承認などの手続きなしに事実上の集団的自衛権行使が可能に

さらには、現地自衛隊の「独走」によって、首相の判断を経ずに、日本が集団的自衛権行使に巻き込まれることもあり得る！⇒ 「満洲事変」を想起せよ！

安倍政権、文民統制の規定を廃止する「防衛省設置法改定案」を閣議決定し、国会提出
＝防衛省の内部部局（内局）の背広組（文官）が自衛隊の制服組（自衛官）をコントロールする文官統制の規定を廃止

現行法12条の規定を変え、文官と自衛官とが同等の立場で防衛省を補佐することに

*** 文官>自衛官 ⇒ 文官=自衛官**

現地自衛隊の「独走」に防衛省の自衛官が呼応、支援し、結果的に政府が自衛隊に引きずられることも否定できない＝関東軍の独走の再現もあり得る！

しかし4月の『毎日新聞』世論調査：「戦争立法」の今国会成立一反対54%（賛成34%）
安倍政権、今日までにシナリオ⑤の段階まで達成させた＝日米軍事協力の指針の再改定
さらに来年夏以降にシナリオ⑦（改憲の発議・国民投票）を目指す＝この一年が正念場に！

むすびにかえて—正念場の今、わたしたちは何をなすべきか？—

多くの国民が気づかないうちに、9条骨抜き3点セットや「戦争立法」によって、正式な改憲手続きなしに憲法原則や基本的人権が骨抜きにされ、戦争準備体制が構築中！

その背景としての日本国民の深刻な病理＝「熱狂なきファシズム」（想田和弘）の進行

「なんとなく進行するファシズム」に熱狂はない

⇒ 半分近くの主権者が投票を棄権している！**昨年**の総選挙では投票率が戦後最低！統一地方選挙においても平均して**史上最低の投票率**！

「人々は、無関心なまま、しらくムードの中で、おそらくはそうとは知らずに、ずるずるとファシズムの台頭に手を貸し参加していく。低温火傷のように、知らぬ間に皮膚がじわじわと焼けていく」（想田、前掲書、50頁）

想田氏によると、安倍自民党は、こうなることを意識的に狙っているという

それがまさに麻生の発言：「静かにやろうやと。[...] わーわー騒がないで。」

主権者：何も気にしない、騒がない、投票にも行かない、半分近くの主権者が棄権する
その結果、誰も気づかないうちに、すべてが為政者の望む通りに何となく決まっていく
＝「熱狂なきファシズム」

この背景としての「消費者民主主義」という名の病理

消費資本主義的価値観が社会に根付く中、誤解がゆっくり定着し、政治家も主権者も、消費者モデルで政治をイメージするようになった

まさに「おまかせ民主主義」の正体は、「消費者民主主義」（想田）
消費者の態度：「お客様を煩わせないで。面倒だから誰かが決めてよ。気にいったら買ってやるから。」

想定される今後の最悪のシナリオ

国防を基調とした復古主義的な「管理国家」の成立＝「管理ファシズム」体制＝「新しいファシズム」体制の到来

その際、ファッショ化の強力な推進要因（誘因）となるのが、アメリカからの同調圧力（日米軍事同盟強化、アメリカの戦争参加要請）

*アメリカのための戦争を喰物にして発展していくのが、「新しいファシズム」の特徴

近い将来、集団的自衛権行使によって、自衛隊員に戦後初の戦死者が出た場合、日本の好戦的・排他的なナショナリズムが一気に爆発的かつ熱狂的に盛り上がる可能性大
⇒「熱狂なきファシズム」から「ファシズム的熱狂」へ

その際、国防を基調とした復古主義的な「管理国家」に「下からのファシズム的熱狂」が加わり、「管理ファシズム」体制＝「新しいファシズム」体制が完成することになる

それではこうした展望や状況に対して、今、わたしたちは何をなすべきか？

まずは、無知の知であり、周りの無知・無関心のひとに今の危険性を知らせること！

安倍政権は、国民の無知や無関心につけ込んでいるので、まずは知り、関心を持つ次に、日常生活において麻生が嫌う「わーわー騒ぐ」ことから始めよう（想田）

＝安政法制が「戦争立法」であると皆と「わーわー騒ぐ」⇒ 喧騒を創り出す！

そのうえで、地域において、草の根の組織に既存の組織が連携することが肝要

その際、特に「戦争立法」の危険性を唱え、これまで憲法9条が自衛隊員のいのちを守ってきたことを、一人でも多くの国民、特に若者に知らせていく必要性、極めて大
その一方で、棄権率の高さ（昨年12月の衆議院議員選挙と今年4月の統一地方選挙）

多くの国民、特に若者（特に男）は安倍政権の政策の内実やその危険性を知らない
それ故、まずは身近な人（若者）に、気軽に語りかけていくことの重要性

近い将来、徴兵制が導入されて、君たちが戦場に駆り出されるかもしれないと語ろう！

まさに日常生活ないしは日常空間における人間関係やネットワークを中心に、「戦争立法」の持つ「危なさ」を身近な人（若者やその親）たちに訴えて行く必要！

政治学における「日常的な話し合い everyday talk」の重要性への着目（田村哲樹）

まずは、家族／親密圏における「日常的な話し合い」で「わーわー騒」ごう！

さらに、「全日本民医連憲法学習推進責任者交流会」のような団体と活動が、まさに今、より重要になる！

長いこと地域や職場に定着して活動してきた平和団体や市民団体等の政治学的評価
⇒ 政治学的には、「制度資本」と呼ばれ、民主主義において極めて重要な機能を果たすことが近年の研究では特に指摘され、高く評価されている

「長いこと定着している組織は、人間を束ねる重要な資源だ」（山口二郎『ポピュリズムへの

反撃』角川書店、2010年、145頁)

この交流会が核となって、安倍政権のめざす「戦争立法」がいかに危険かを、日常の職場や家庭において皆と大いに勉強して、身近な人(若者)たちに語りかけていくことが肝要

安倍政権が目指すのは、国防を基調とした復古主義的な「管理国家」体制＝「管理ファシズム」体制であり、まさに国民を**常時**、アメリカの戦争に**強制的**に動員するための国家づくりである点を強調する必要がある

『朝日新聞』5月2日付の世論調査：9条改正反対—63% (女性69%)、賛成—29%
⇒ 国民、特に女性が安倍政権の危険性に気付き始めている＝語りかけるチャンス到来！

「戦争立法」の本質が、アメリカの戦争のために日本の若者を近い将来、戦場で犬死させることであることを理解すること。この問題が、自分や家族の人生に密接に係わる「生き死に」の問題であることを自覚し、周りの人に真剣に語りかけ「わーわー騒ぐ」こと

これこそが、今、わたしたちがなすべきこと！

【参考・引用文献】

芦部信喜『憲法(新版)』岩波書店、1997年。

安倍晋三『新しい国へ—美しい国へ 完全版—』文春春秋、2013年。

北岡伸一「現代における平和と集団的自衛権—憲法解釈見直しはなぜ必要か—」『中央公論』2013年10月号。

熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い/政治史からの問い』法律文化社、2009年。

熊野直樹「具島ファシズム論と現代日本の政治—「管理・監視ファシズム」到来の危機—」木村朗・前田朗編『21世紀のグローバル・ファシズム』耕文社、2013年。

熊野直樹「戦後日本におけるファシズム論の再検討」『法政研究』第81巻第4号、2015年。

阪田雅裕『政府の憲法解釈』有斐閣、2013年。

阪田雅裕『「法の番人」内閣法制局の矜持—解釈改憲が許されない理由—』大月書店、2014年。

想田和弘『日本人は民主主義を捨てたがっているのか?』岩波書店、2013年。

豊下櫛彦『集団的自衛権とは何か』岩波書店、2007年。

豊下櫛彦・古関彰一『集団的自衛権と安全保障』岩波書店、2014年。

橋爪大三郎『国家緊急権』NHK出版、2014年。

林修三「砂川判決をめぐる若干の問答—新安保条約との関係にも触れて—(上)(下)」『時の法令』第343号、第344号、1960年。

山口二郎『ポピュリズムへの反撃—現代民主主義復活の条件—』角川書店、2010年。

山口定『ファシズム』岩波書店、2006年。

『朝日新聞』(インターネット版)

『産経新聞』(インターネット版)

『しんぶん赤旗』(インターネット版を含む)

『西日本新聞』(インターネット版を含む)

『毎日新聞』(インターネット版)ほか